別表１　実施基準

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施主体 | 農業経営体が組織する団体で、次の要件を満たすこと１　代表者の定めがあり、かつ組織及び運営、会計についての団体の規約が定められている３農業経営体以上で構成される組織であること。２　団体の構成員全員が、果樹産地構造改革計画※１の担い手の考え方に一致する者であること（見込みを含む）。 |
| 補助対象施設 | シャインマスカット等の生産のために整備する雨よけ施設。 |
| 採択要件 | 以下の要件を全て満たすこと。１　果樹産地構造改革計画に定められた目標達成に向けた取組であること。２　補助対象施設でのシャインマスカット等の生産目標を設定すること。３　事業実施主体は、雨よけ施設を活用した研修会等を行うこと。 |
| 補助対象経費 | 雨よけ施設の整備に必要な資材費及び設置工事費 |
| 補助率 | ２分の１以内 |
| その他 | １　県は事業実施主体に対し栽培・経営等に関するデータの提供を求めることができるものとする。２　実施事業の概要について、県ホームページへの掲載等により公表する場合がある。３　事業実施主体は、視察の受入れや研修会等により取組内容の周知に努めるものとする。 |

※１　事業実施年度内の策定見込み含む。

別表２　予算配分基準

|  |  |
| --- | --- |
| １　ポイント計算 | 事業実施主体は、別表３に基づき、ポイントを計算する。 |
| ２　予算の配分 | 県は、１による上位の取組から、予算の範囲内で配分する。 |

別表３　事業実施主体のポイント算定基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 内　容 | ポイント数 |
| １　担い手の育成 |
|  | (1)将来の産地を支え る担い手 | 構成員のうち４９歳以下の者の割合(1)100%(2)50％以上100％未満(3)30％以上50％未満 | ５４３ |
|  | (2)認定農業者 | 構成員に占める認定農業者の割合(1)100%(2)50％以上100％未満 | ３２ |
|  | (3)女性経営者の育成 | 構成員に女性が含まれる | ２ |
| ２　農業経営の安定 |
| 　　 | (1) 農業保険への加入 | 構成員のうち農業保険法に基づく果樹共済、施設園芸共済、収入保険に加入する者の割合(1)100%(2)50％以上100％未満 | ２１ |
| (2) ＢＣＰの作成 | 構成員のうちＢＣＰの作成者の割合(1)100%(2)50％以上100％未満(3)30％以上50％未満 | ３２１ |
| ３　農業生産管理工程 | 構成員のうちＳ－ＧＡＰ等のＧＡＰ認証取得者の割合(1)100%(2)50％以上100％未満(3)30％以上50％未満 | ３２１ |

　※　１(2)、２、３については、事業実施報告までの見込みを含む。